

くらし

国民年金のお知らせ

市民課 73-3005
善通寺年金事務所 0877-62-1662

学生と若年者は
納付が猶予されます

学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。対象となるのは学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。夜間・定時制課程や通信制課程の人も含まれます。市民課または各支所で手続きをしましょう。

◆手続きに必要なもの

- 年金手帳または納付書(基礎年金番号を確認できるもの)
印鑑
学生証または在学証明書(コピー可)
前年所得がある人は、雇用保険受給資格者証・離職票など

承認期間は4月から翌年3月までです。今年度も在学予定である場合は、4月に届いている再申請用紙に必要事項を記入し、ご返送ください。

若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の人で、本人・配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。これらの納付猶予申請を行わず保険料が未納の場合、障がい年金などが受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

追納制度

承認された期間は、年金受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができます。

子のある夫にも
遺族基礎年金が支給されます

これまで、国民年金加入者が亡くなった場合は、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されてきました。

4月1日からは、国民年金に加入していた妻が亡くなった場合、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されます。

文化財を訪ねて 49

伊舎那院の
木造金剛力士立像

(市指定有形文化財
平成16年4月1日)

皆さんは「仁王立ち」という言葉の語源をご存知でしょうか。仁王像のように力強く立つことという意味で用いられています。その仁王像とは、皆さんがお寺で必ず一度は目にしたことのある金剛力士のことを指します。

財田町財田中にある伊舎那院の山門の両側に、今回紹介する金剛力士立像があります。金剛力士とは、仏教における守護神です。一般的には仁王さんの名で親しまれており、口を開いた阿形像と口を固く結んだ吽形像の2体を一對としています。向かって右側に阿形像が、反対側に吽形像が配置されていることが多いの



吽形像



阿形像

ですが、まれに逆の場合もあります。ともに怒りをあらわにした表情をしており、筋骨隆々とした肉体特徴的、寺院内を仏敵から守る役割を果たしています。

伊舎那院に安置されている木造金剛力士立像は阿形像が218cm、吽形像が198cmの大きさで、勇ましく写実的な表現から鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての作であると考えられます。外に置かれていたため傷みやすいにもかかわらず、このように古い時代のものが、今もなお安置されていることは珍しく、貴重であるといえます。

一説によると、この像は金比羅宮から贈られたものとされ、伝統の深さがうかがえます。寺院を守り続けるように立つ金剛力士立像にも、注目してみたいかがでしょうか。

▼問い合わせ
生涯学習課 62-11113

じんけん探訪35

6月1日は
人権擁護委員の日

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権思想の普及や高揚に努めています。

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、全国の市町村に約14,000人配置され、地域に密着した活動を行っています。その一環として、次の日程で人権相談を実施します。

▼問い合わせ
人権課 73-3008

Table with columns: 町名, 委員名, 相談日, 場所. Rows include 財田, 山本, 詫間, 高瀬, 仁尾, 三野, 豊中.

※相談時間は、いずれも午前10時～午後3時です
※4月1日付けで、小野敏夫さん(詫間町)・十川剛さん(豊中町)が再任され、法務大臣から委嘱されました

未支給年金の請求範囲が
拡大されました

年金受給者が死亡した場合、その人に支払われるはずの年金が残っていたり、年金を請求しないうちに亡くなったときは、遺族に死亡した月までの未支給の年金が支給されます。4月からは、その人と生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に加えて、新たにそれ以外の三親等内の親族(甥、姪、子の配偶者など)も請求できるようになりました。

社会保険労務士による
無料年金相談

日時 5月14日(水)
午前10時～午後3時
場所 三豊市役所西館

持参物
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。
▼問い合わせ
街角の年金相談センター
高松(オフィス)
087(811)6020